

岩手県告示第 151 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 19 年 2 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和 30 年建設省告示第 90 号盛岡広域都市計画下水道事業盛岡公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 昭和 28 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで